

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 25 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 2 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 2 年 11 月 10 日付け 2 那監第 1139 号（運動公園整備推進室分）

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1 総合運動公園 PPP アドバイザリー業務委託の変更契約について</p> <p>本契約において、消費税の改定を理由に変更契約しているが、契約金額は変更せず、第 16 条（発注者の債務負担行為に基づく契約の特則）の各年度の支払い限度額のみしか変更していないのは、変更契約書の不備である。</p> <p>本件は、市業務委託等の実施に関する事務処理要綱第 33 条に基づき、契約内容変更要求書において契約変更請書の提出（様式第 41 号）を求めたが、任意の変更契約書の様式で締結した為、不備が生じたものである。</p> <p>業務委託契約にあたっては、市契</p>	<p>定期監査の結果を受けて、契約変更に関する事務処理の不備を室内で共有し、令和 3 年 1 月 5 日付けで行った契約変更時には市業務委託等の実施に関する事務処理要綱第 33 条に基づき、契約変更請書の提出（様式第 41 号）にて事務処理を行った。</p>

<p>約規則及び業務委託等の実施に関する事務処理要綱に則り、規定の様式を使用し、適正な事務処理を行われない。</p>	
--	--